

IV-7-(3) 学校いじめ防止基本方針
令和2年度「筑穂中学校校いじめ防止基本方針」

飯塚市立筑穂中学校

1 「学校のいじめ防止基本方針」の目的

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、筑穂中学校におけるいじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組が、組織的かつ計画的に実施されるようにすることを目的とする。

2 「学校いじめ防止基本方針」の内容

（1）本校のいじめの問題に対する考え方

ア 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めるとともにいじめを絶対にしない・許さない・見逃さない態度を育成することを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

イ いじめの定義

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

ウ いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。
生徒は、いじめを許してはならない。
生徒は、いじめを見逃してはならない。

エ いじめ解消について

○いじめ解消の基本姿勢

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

下記のいじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることをふまえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

① いじめに係る行為がやんでいること

いじめに係る行為がやんでいるとは、相当期間継続していること。この相当期間とは少なくとも、3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらずに、学校設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、長期の期間を設定する者とする、学校職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至る処プランを策定し、確実に実行する。

オ 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・その他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計家庭で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者に向け公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないように確認する。

(2) 組織（校内いじめ問題対策委員会等）の設置

ア 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、補導、学年担当（生徒指導担当）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医

イ 役割

年間計画の作成、相談・通報の窓口、情報の収集・記録、いじめの判断、対応方針の決定、P D C Aサイクルの検証等、定期的な開催（月1回以上）、いじめ事案発生時は緊急開催する。

(3) 関係機関との連携

ア 警察への相談・通報

イ 飯塚市いじめ問題対策連絡協議会・要保護児童対策連絡協議会との連携

ウ 学校警察連絡協議会での協議等

エ 児童相談所・少年サポートセンター等との連携

オ 校区ケース会議

(4) 報告体制（別紙1 いじめの報告体制）

いじめを発見した場合には教員一人に対応することなく、学年教員、管理職に報告・連絡・相談を行い、場合によっては、校内いじめ問題対策委員会を緊急開催し、情報の収集・記録、いじめの判断、対応方針の決定を行う。

(5) 教員研修

- 学校いじめ防止基本方針の共通理解を図る研修会の実施（年度当初）
- 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会の実施（年度当初）
- 専門家（S C等）を招聘した研修会（1学期中）の実施

(6) いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処への取組【取組の実施組織・年間計画】

ア いじめの防止の取組

○ 生徒指導の視点に立つ授業づくり、グランドデザインを活用した授業づくり

○ 社会性の育成に向けた取組（ピア・サポート等、構成的グループエンカウンター）の実施

○ 生徒会活動・体験的活動・学級活動・校長による講話

イ いじめの早期発見の取組

- 「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」や「ダイジェスト版」等を活用した早期発見の取組を実施する
- 「いじめに特化したアンケート簡易版」又は「学校生活アンケート」の月1回の実施
- 「いじめに特化した無記名アンケート」の学期1回の実施
- 教育相談週間の設定（学校生活アンケートに基づく全児童生徒対象の個人面談：年間2回以上実施）
- 相談ポストの設置及び活用
- 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用し家庭と連携した早期発見の取組の実施

○年間計画の作成（別紙2）年間指導計画）

ウ いじめの対処への取組

○いじめに対する基本姿勢

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろん、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組をあらゆる教育活動において展開することが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ問題対策委員会」を設置し、それを中心として、教職員全員で共通理解を図り、共通認識の上で、学校総体として組織的に総合的ないじめ対策を行う必要がある。

また、組織が有効に機能しているかについては定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切であるとする。

○1次・2次・3次対応による支援と指導等（別紙3、別紙4参照）

（いじめを受けた側への支援、いじめを行った側への指導、保護者への助言）

- 飯塚市の支援チーム・県と連携したいじめ問題学校支援チーム活用
- 警察等との連携（通報）

エ 重大事案への対処（別紙4）（別紙5）参照）

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、飯塚市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

オ 上記調査結果を踏まえ、各機関と連携した対応を行っていくこととする。

（7）ネット上や携帯電話等のいじめの対応

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットや携帯電話を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。（情報モラル教育の実施・保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施等）

(8) 教育相談体制

生徒及び保護者や教員がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② 子どもホットライン24などの相談窓口の周知

(10) 保護者・地域等への働きかけ

- ・ P T A行事の成人講座や学年懇談会等におけるいじめの問題に関する講演会や研修会等の実施を行う。
- ・ いじめに特化した家庭用リーフレットやチェックリストの活用を行う。
- ・ 学校いじめ防止基本方針の周知を学校 HP、入学式や保護者会や学校運営協議会（コミュニティスクール）で行い、地域・家庭と連携を図る。

(11) 取組状況の評価

生徒及び保護者のアンケート等による各学期の取組を評価・分析する。

(12) 学校評価・教員評価

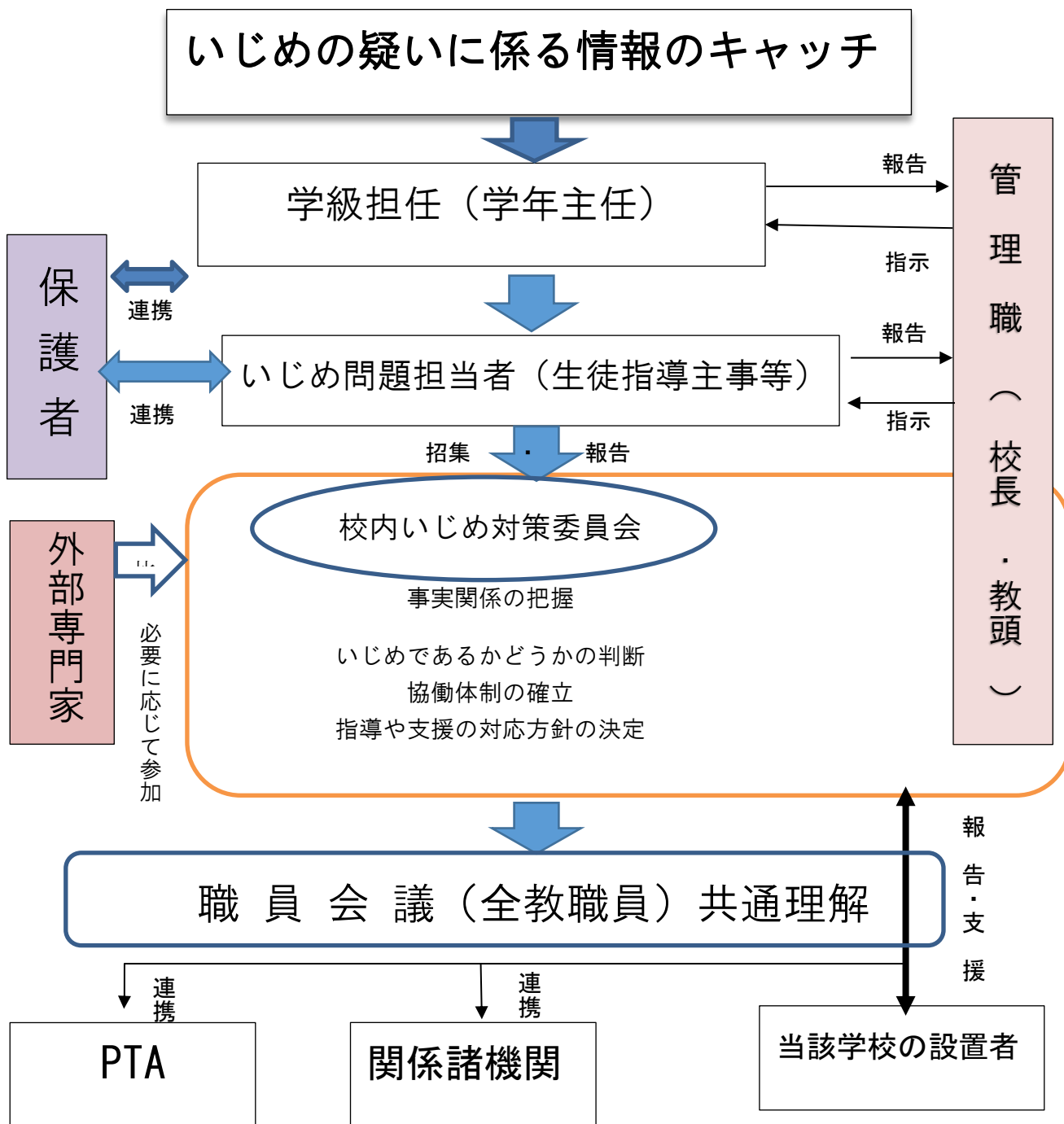
アンケート等による評価を行う。

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

いじめの報告体制

別紙 1



ポイント

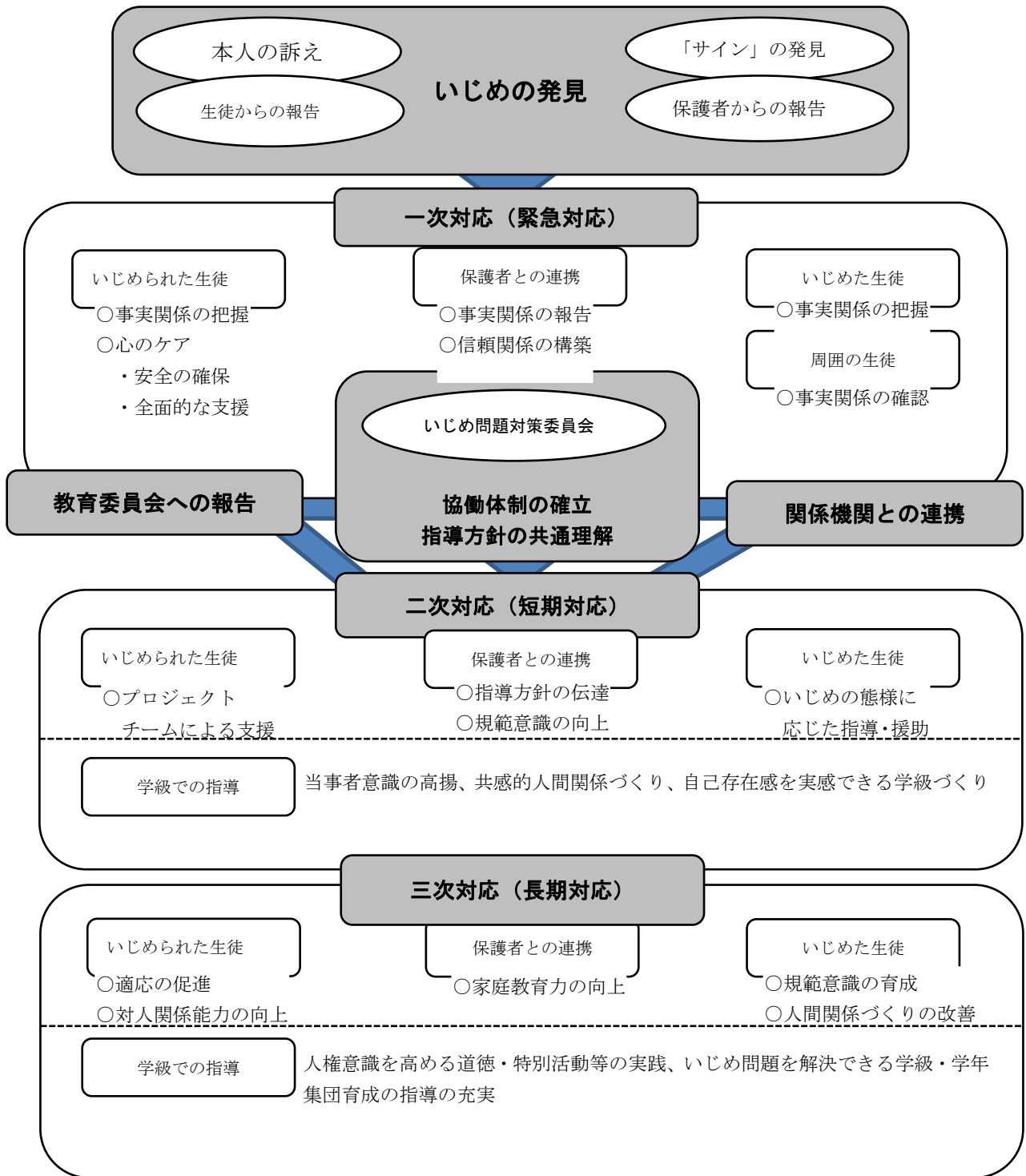
いじめの報告については、いじめではないかという認識のもと行うこと

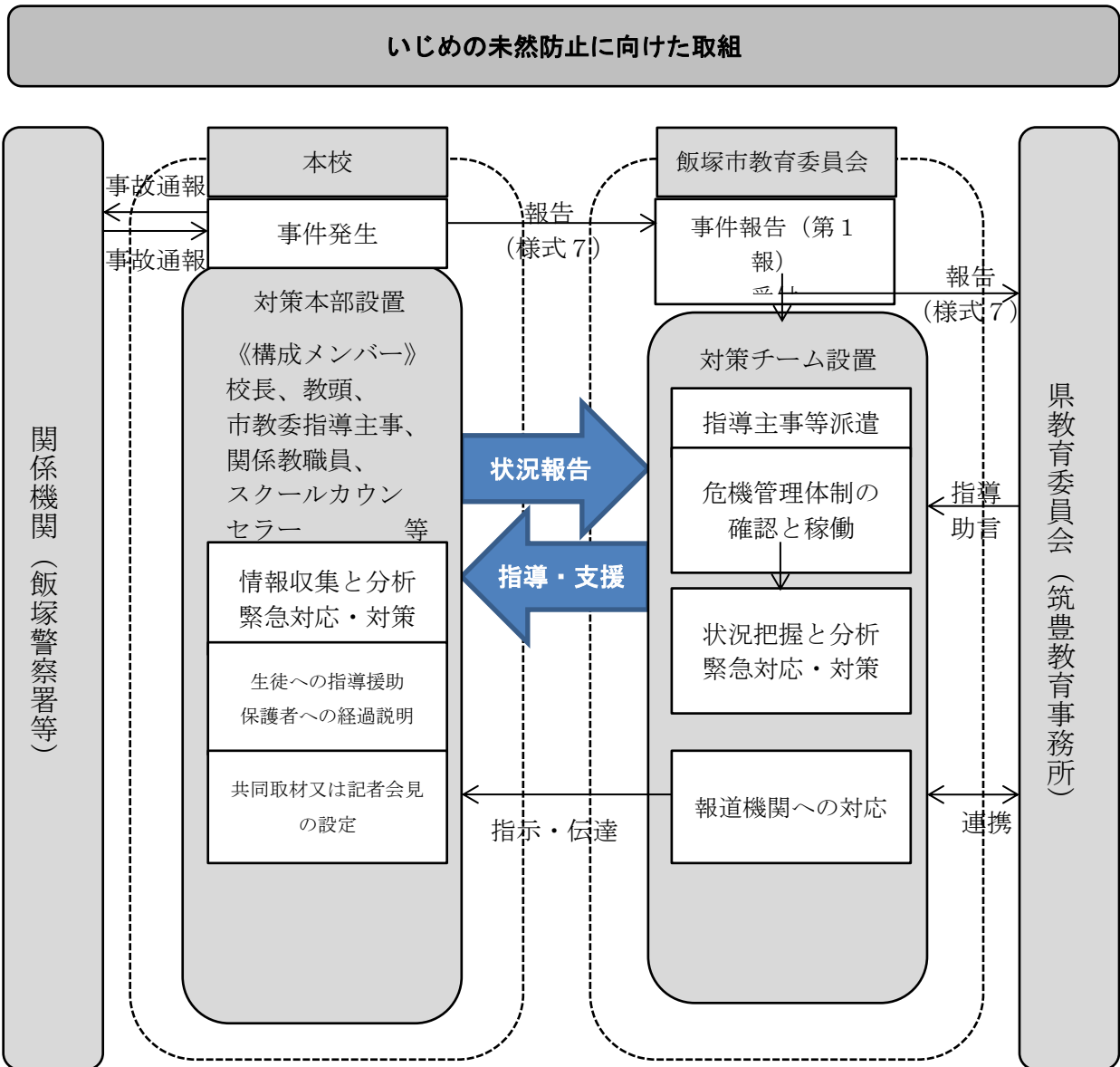
管理職への報告は、事案に応じて、①発生 ②事実の確認 (いじめの状況)

③問題への対応 (指示を受けて) を行う。④事後指導

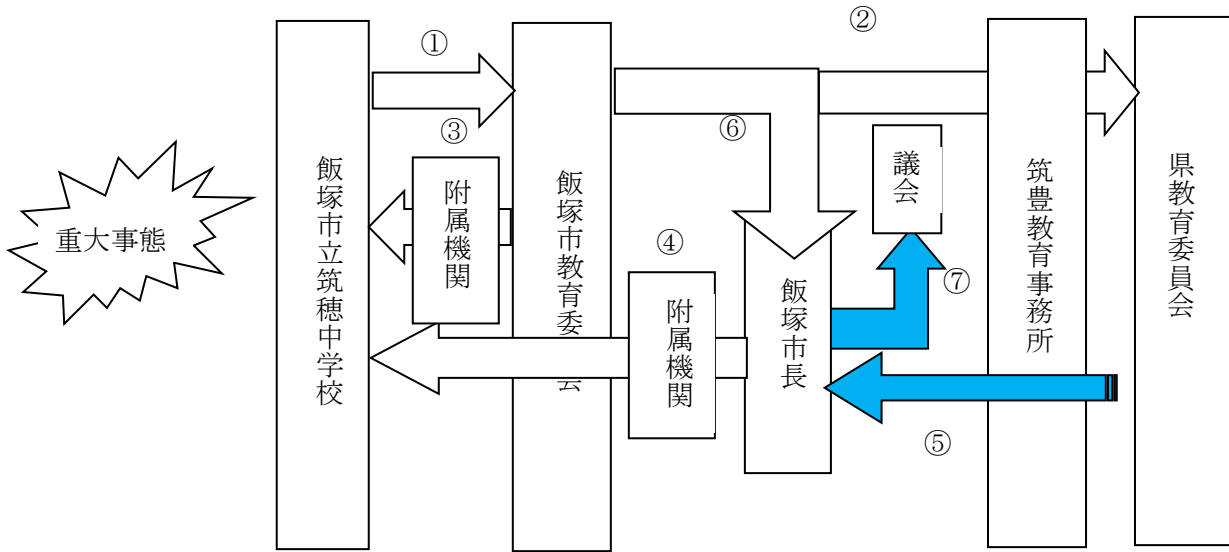
・ 年間計画

月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回) (◆学期1回程度) (●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (*月1回以上)	いじめに対応する教育活動の推進 (●年間)	評価・分析の取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」の生徒への周知 ◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等生徒理解のための調査 ●相談ポスト	* 校内いじめ問題対策委員会 ・「いじめの定義」と「報告の在り方」の職員研修	●いじめを生まない教育活動の推進	
5月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	* 校内いじめ問題対策委員会 ・生徒理解のための職員会議		
6月	◇いじめに特化した無記名アンケート調査 (※学期に1回) ◆生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間 (月間)」	* 校内いじめ問題対策委員会 ・SG等の専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点にたつ生徒理解の研修会 (1学期末まで)	・家庭・学校において、いじめ撲滅への啓発・早期発見のため「保護者用いじめチェックリスト」の配付	
7月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等生徒理解のための調査	* 校内いじめ問題対策委員会		
8月				・1学期の取組を評価・分析
9月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	* 校内いじめ問題対策委員会		
10月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等生徒理解のための調査	* 校内いじめ問題対策委員会	・いじめ撲滅への啓発・早期発見のため「保護者用いじめチェックリスト」の配付	
11月	◇いじめに特化した無記名アンケート調査 (※学期に1回) ◆生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間 (月間)」	* 校内いじめ問題対策委員会		
12月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等生徒理解のための調査	* 校内いじめ問題対策委員会	「いじめ早期発見・早期対応リーフレット (家庭向け)」の配付	・2学期の取組を評価・分析
1月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等生徒理解のための調査	* 校内いじめ問題対策委員会	・いじめ問題への保護者等向け研修会等の開催	
2月	◇いじめに特化した無記名アンケート (※学期に1回) ◆生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間 (月間)」	* 校内いじめ問題対策委員会		・年間の取組を評価・分析
3月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等生徒理解のための調査	* 校内いじめ問題対策委員会		





重大事案の場合は、事件・事故発生後、速やかに市教育委員会に電話等で連絡する。紙面については、「生徒指導上の諸問題に関する調査」(月例報告)の様式7で連絡する。



- ① 重大事態の報告（第 23 条 2 項）
- ② 重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告（第 30 条 1 項）併せて、県教育委員会に報告（県基本方針）
- ③ 附属機関による調査（第 28 条 1 項）
- ④ 必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査（第 30 条 2 項）
- ⑤ 市町村の事務の適切な処理について指導・助言又は援助（第 33 条）
- ⑥ 重大事態の調査結果を地方公共団体の長に報告（国基本方針）併せて、県教育委員会に報告（県基本方針）
- ⑦ ④の調査を行ったときは、その結果を議会に報告（第 30 条 3 項）